

落札候補者に係る確認資料等の提出について

1. 事後審査資料の提出

落札候補者となったかたは、電子入札システムより「保留通知書」を受けた日から2日以内に「一般競争入札参加資格等確認申請書」、「一般競争入札参加資格等確認資料」等の公告で指定した書類の提出をしてください。

注意事項

提出期日までに確認資料を提出しない場合は、失格とするとともに深谷市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第12条に基づく警告とします。

2. 契約に係る届出書の提出

契約保証等の方法を事前に確認するため、「契約に係る届出書」を事後審査資料と併せて提出してください。

3. 建設リサイクル法関係書類の提出

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象工事については、同法第13条の規定に基づく書面等を事後審査資料と併せて提出してください。

建設工事の規模に関する基準

建築物に係る解体工事	床面積の合計が 80㎡以上
建築物に係る 新築又は増築工事	床面積の合計が 500㎡以上
建築物に係る新築、増築、 解体以外の工事（修繕・模様替等）	請負代金（税込）の額が 1億円以上
建築物以外の工作物に係る 解体工事又は新築工事等 （土木工事を含む）	請負代金（税込）の額が 500万円以上

4. 現場代理人の兼務をしようとする場合

「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」の規定に基づき、現場代理人の兼務をしようとする場合は、「現場代理人の常駐規定の緩和に係る照会兼回答書」を事後審査資料と併せて提出してください。

※様式については、深谷市ホームページに掲載しております。

深谷市ホームページトップの入札・契約



様式および規則等の入札契約関係様式集